

2009年3月12日

地域サッカー協会理事長 各位
都道府県サッカー協会専務理事（理事長）各位
地域、都道府県サッカー協会審判委員長 各位
フットサル連盟 事務局長 様

（財）日本サッカー協会審判部

競技場内における競技者およびテクニカルスタッフ間の無線通信システムの使用について
(フットサル)

標記システムの使用については、別紙のとおり、これまでの解釈を改め、サッカーと同様、
テクニカルスタッフ（チーム役員）間であれば使用が認められることになりました。

各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるよう、よろしくお願ひいたします。

写し送付先： （財）日本サッカー協会審判委員会委員 各位
フットサル1級審判員 各位
フットサル1級審判インストラクター 各位

別 紙

審 0903-M0021
2009年3月12日

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎康弘

競技場内における競技者およびテクニカルスタッフ間の無線通信システムの使用について (フットサル)

これまで、フットサル競技規則にある「フットサル競技規則に関する質問と回答（第4条関連）」の文章に基づき、競技場内における無線通信システムの使用は競技者間のみならずテクニカルスタッフ（チーム役員）間であっても認められないとしていました。しかし、サッカーを含め調査したところ、以下のような解釈あることが明らかになったのでお知らせします。

以前の解釈の訂正となりますが、よく理解していただき、正しく対応するようお願いいたします。

記

1. 新たな解釈

競技場内における競技者およびテクニカルスタッフ（チーム役員）間の無線通信システムの使用可否は、次のとおりである。

- ① 競技者間： 使用不可
- ② 競技者とテクニカルスタッフ間： 使用不可
- ③ テクニカルスタッフ間： 使用可

ただし、出場停止、退場処分を受けた監督、選手を含むテクニカルスタッフについては、無線通信システムの使用を認めない。

* 参考

(財)日本サッカー協会 「懲罰基準の運用に関する細則」

第3条 [出場停止処分の適用範囲]

- ② 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする

2. 使用が認められない通信機器等

- ① 国内法で使用が認められない通信機器
- ② 映像モニター等、試合の映像をベンチ内で見ることのできる通信機器（PC を含む）

* 参考

2008年6月19日付け「2008年競技規則の改正について」

ピッチサイドのTVモニターを含め、テクニカルエリアの使用者がこれらに近づくことや、ピッチサイドのTVモニターが見える場所に居ることが禁止されていることを、国際サッカー評議会は強調するものである。

3. 新たな解釈の施行日

2009年3月16日。ただし、リーグ、大会での適用については、各リーグ、大会での新解釈の運用可能になったときからとする。

以上